

1 宮城県国土利用計画審議会（第 17 期）会長の選任について

令和 5 年 4 月の委員改選により、宮城県国土利用計画審議会の会長は、国土利用計画審議会条例第 4 条第 1 項の規定から、委員の互選により定めることとなっています。

今回の宮城県国土利用計画審議会は書面による開催のため、会長の推薦について、「資料 2 - 2 宮城県国土利用計画審議会（第 17 期）委員名簿」を御覧の上、別紙書面表決書により御推薦くださいますようお願いいたします。

<参考> 第 15 期及び 16 期宮城県国土利用計画審議会会長について

役職名	委員指名	所属団体及び役職等
第 15 期会長	増田 聡（ますだ さとる）	東北大学大学院経済学研究科教授
第 16 期会長	増田 聡（ますだ さとる）	東北大学大学院経済学研究科教授

根拠法令（抜粋）

国土利用計画審議会条例（昭和 49 年 10 月 15 日宮城県条例第 39 号）
（改正 平成 11 年 12 月 21 日条例第 57 号）

（設置）

第 1 条 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 38 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、宮城県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（会長）

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

なお、事務局案としては、下記の通り考えております。

【事務局案】

役職名	委員指名	所属団体及び役職等
会 長	増田 聡（ますだ さとる）	東北大学大学院経済学研究科教授